

東北電NW総法第2号
令和2年4月30日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告について

令和2年4月21日付、20200417 資 第24号「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」により報告を求められました事項について、別紙のとおりご報告いたします。

以 上

別紙： 電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告について

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告について

貴省からの令和2年4月21日付、20200417 資 第24号「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」の報告事項について、下記のとおりご報告いたします。

なお、令和2年4月1日より前の内容については、東北電力株式会社における事実等を記載しております。

【報告事項1】

・役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

- ※現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
- ※内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。

【報告事項2】

・電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

- ※現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
- ※報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

記

1. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

(1) 役職員による金品受領について

本件事案(注)と同様の社会通念上常識の範囲を超える金品受領は確認されなかった。

- ① 令和元年10月、現役のネットワーク部門の役員(1名)に面談又は電話により聴取を行うとともに、その後、ネットワーク(送変電・配電・土木建築・情報通信)部門の現役及び過去10年の役員及び幹部役職員経験者(27名)に対し、電子メール、郵送又は面談によるアンケート調査を実施。(詳細は別添1、2を参照)
- ② 令和2年4月、工事発注・契約に係る権限を有する送変電・配電・土木建築・情報通信部門の本社及び支社等の現役及び過去10年の役員経験者(188名)に対し、イントラネットによるアンケート調査又は電話による聴取を実施。(詳細は別添3を参照)

(注) 令和元年9月27日に公表された関西電力株式会社の役職員による金品受領等の事案であり、以下同じ。

(2) 不適切な工事発注・契約について

本件事案と同様の不適切な工事発注・契約に関する事案は確認されなかった。

- ① 令和元年10月、ネットワーク（送変電・配電・土木建築・情報通信）部門の現役及び過去10年の役員及び幹部役職員経験者（27名）に対し、電子メール、郵送又は面談によるアンケート調査を実施。（詳細は別添2を参照）
- ② 令和2年4月、工事発注・契約に係る権限を有する送変電・配電・土木建築・情報通信部門の本社及び支社等の現役及び過去10年の役員経験者（188名）に対し、イントラネットによるアンケート調査又は電話による聴取、及び契約書類のサンプル調査を実施。（詳細は別添3、4を参照）

(3) 内部通報窓口の記録について

当社において本件事案と同様の事案は発生していない。

令和2年4月、東北電力株式会社において、コンプライアンス担当の総務部長が、ネットワーク部門を含む内部通報窓口の運用状況等の記録が記載されている過去10年分の企業倫理・法令遵守委員会の資料を閲覧した結果、本件事案と同様の事案は確認されなかった。

なお、東北電力株式会社の2010年度から2019年度の内部通報件数の合計は104件である。

2. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

当社において役員報酬に対する補填の事実はない。

東北電力株式会社において、ネットワーク部門の役員の方を含めて以下のとおり確認した結果、本件事案と同様の電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填は確認されなかった。

- ① 令和2年4月、総務部長と秘書室長が、過去10年間の役員報酬について、現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者（計4名）に聴取。
- ② 令和2年4月、総務部長と秘書室長が、過去10年間の役員報酬支払いに関する資料を閲覧。

以上

報告書別紙〔1.(1)①〕記載の現役の役員等（1名）に対する調査の概要

1. 調査の実施主体 総務部長及び秘書室長
2. 調査期間 令和元年10月3日
3. 調査対象期間・対象者
 令和元年10月当時のネットワーク部門の担当役員（副社長）：1名
4. 回答者数・回答率 1名（100%）
5. 調査方法
 面談により聴取
6. 質問内容
 自治体関係者や取引先等からの社会通念上常識の範囲を超える金品等の
 受領の有無

以上

報告書別紙〔1.(1)①〕記載の役員及び幹部役職員経験者(27名)に対する調査の概要

1. 調査の実施主体 企業倫理・法令遵守委員会事務局(総務部法務室 他)
2. 調査期間 令和元年10月8日～10月16日
3. 調査対象期間 2010年度～2019年度
4. 対象者 役員及び幹部役職員(現役及び過去10年):27名
ネットワーク(送変電・配電・土木建築・情報通信)
部門の担当役員、室部長及び支社長
5. 回答者数・回答率 27名(100%)
内訳:現役 19名(100%)
退職者 8名(100%)
6. 調査方法
アンケート票を電子メール、郵送、面談により配布、回収
7. 質問内容
 - (1) 自治体関係者や工事に関わる取引先等からの、社会通念上常識の範囲を超える物品及び金品(金券を含む)の受領の有無
 - (2) 自治体関係者や工事に関わる取引先等に対する、発注に伴う便宜供与や不適切な情報の提供の有無

以上

報告書別紙〔1.(1)②〕記載の役職員経験者（188名）に対する調査の概要

1. 調査の実施主体 企業倫理・法令遵守委員会事務局（総務部 他）
2. 調査期間 令和2年4月10日～14日、22日～24日
3. 調査対象期間 2010年度～2019年度
4. 対象者（注）
工事発注・契約に係る権限を有する送変電・配電・土木建築・情報通信部門の本社及び支社等の現役及び過去10年の役職員経験者：188名
内訳：現役120名、退職者68名

（注）単価、工量、取引先選定等について一定の裁量を有する課長級以上の者
5. 回答者数・回答率 178名（94.7%）
内訳：現役 120名（100%）
退職者 58名（85.3%）…10名は死去又は連絡先不明
6. 調査方法
インターネットによるアンケート調査又は電話による聴取
7. 質問内容
（1）自治体関係者や工事に関わる取引先等からの、社会通念上常識の範囲を超える物品及び金品（金券を含む）の受領の有無
（2）工事の発注に際しての、特定の事業者に対する便宜供与にあたるような、事前の発注約束や、事前の情報提供の有無
（3）合理的理由のない特命発注の有無

以上

別添3 調査に対する契約書類のサンプル調査の概要

1. 調査の実施主体 資材部門 他 (注)

(注) 送変電・土木建築・情報通信部門の下記4. 工事の契約担当個所は資材部門。配電部門の下記4. 工事の契約担当個所は配電部門。

2. 調査期間 令和2年4月10日～14日、22日～24日

3. 調査対象期間 2010年度～2019年度

4. 対象工事 発注額1,000万円以上の特命発注工事：6,957件

5. 調査方法

合理的理由のない特命発注工事の有無を確認するため、上記4. より、5%相当(358件)の工事件名を無作為に選定し、発注内容について契約書類等を検証

以上